

複数月平均 80 時間を超える教職員  
0 人を目指して

# 働き方改革 通信

## For everyone's Smile

第 16 号  
令和 4 年 7 月  
山形県教育庁

### ☆タブレット端末上での指導案作り 第 5 回 NITS 大賞事例集より☆

令和 4 年 7 月 1 日から教員免許更新制度は廃止となりました。

これまでの知識を刷新できる機会でしたが、「10 年ごと一斉に」行うために、教員個人が是非とも学びたい講座を受講できない場合もあったと聞いています。

令和 5 年 4 月 1 日からは、教員の資質の向上を担保するため、新たな研修制度を設け、研修記録の作成が義務付けられるとともに、その記録をもとに、教育委員会や校長から指導助言を受けながら、教員は主体的に自身の学びをマネジメントしていくことになります。校内研修は、自らの知識や経験について、他者の実践を通して振り返ることができる研修の一つです。

独立行政法人教職員支援機構（NITS/ニッツ）は、教師が資質向上のため学びたいと思ったときに、キーワード・講習形態・学校種等を入力すると該当する研修について情報を得ることができる「新たな教師の学びのための検索システム」を作成しており、県教育センターの授業づくりリンク集でも紹介しています。

また NITS は、学校をとりまく課題の解決に向けてチーム学校で実践した取り組みを広く募集し、取組事例を公開しています。令和 3 年度に大賞を受賞した取り組みは、山口県光市立浅江中学校の「共有で授業改革！働き方改革！～参観者が苦勞し授業者が得をする校内研研修～」というものです。タブレット端末の共有機能を使って、授業の指導案と記録シートをペーパーレス&リアルタイム更新としています。授業者は作成する範囲が「本日の学習内容のみ」と少なく、一方で参観者は「生徒の様子」「授業での気づき」などをたくさん書き込んでくれるので、いろいろな人の「授業づくりの視点」が分かり、先生方に好評のようです。さらに、この学校では、全教職員を 2 グループに分けて校内研修を実施しており、方法を別にしながら、ゴールは「生徒の文章記述能力の向上」を目指しているとのこと。詳しい内容や、その他の取り組みをご覧になりたい方は是非以下の URL にアクセス下さい。

令和 3 年度表彰事業 第 5 回 N I T S 大賞

<https://www.nits.go.jp/award/outline/005.html#jirei>

#### ○ ICT の活用による働き方改革の取り組み（置賜地区）

【授業編】・校内研修において学習支援アプリケーション（ロイロノート）や電子黒板等の活用の仕方について校内研修を行い、若手とベテランで学びあいを行っている。

【授業編】・ロイロノートを活用し、生徒に掲示する学習課題の共有化を図っている。

【授業編】・教科ごとに授業で使用する学習資料データ、プレゼンテーションソフトのデータを共有している。

裏面に続きます。

## ○ ICT の活用による働き方改革の取り組み（置賜地区）

【授業編】・小学校では、町作成のプログラミング教材を活用し、指導法について共有化を図っている。

【生徒会活動編】・生徒総会の議案書や資料等を PDF ファイルで生徒に送信し、端末を使って生徒総会を行う。

【生徒会活動編】・生徒の委員会活動で、話し合いのテーマや内容の共有化を図り、端末ですぐに見ることができるようにしている。（Teams）

【部活動編】・部活動において練習や大会等の振り返りを電子データで集約し、教員がすぐに見ることができるようにしている。

## ○令和 3 年度から 19 時間減を達成した置賜地区中学校の取り組み

### ① 自己目標の設定（目標シートの活用）

自己目標を設定し、月末に目標の振り返りと、翌月分の目標を記して教頭へ提出。目標を大きく超えた職員には管理職が面談を行って改善につなぐアドバイスを行う。

### ② 実態の報告（情報共有）

職員会議など、月の途中の会議の場面等で、現状について教頭より報告。平均時間や前月・前年との比較等を数値で示している。多忙な時期を踏まえた報告も意識している。

### ③ 令和 4 年度からの新たな取り組み

昨年度までも、月曜日は 5 時間授業で部活動をしない日としていたが、今年度からは、それに加えて水曜日も 5 時間授業とした。部活動は行うが、終了時刻を早めることでゆとりを生み出そうとしている。（ただし、年間の登校日数は増えた。）

## ☆心も身体もリフレッシュ！特休等の確認について☆

令和 3 年 12 月 28 日教職第 555 号でお知らせしました、休暇を取得しやすい環境整備に向けた取組では、次のことをお願いしております。

令和 4 年 8 月 12 日（金）から 16 日（火）までの間、自らが主催する、教職員を対象とした研修や事業等を原則として実施しないこと。

年末年始休業（12 月 29 日から 1 月 3 日）までは、「山形県の休日を守る条例」で定められた休日であることの趣旨を十分に考慮するとともに、前後プラス 1 日など、職員が休暇等を取得しやすい年間計画の作成に努めること。

**夏季特休取得期間** 7 月から 9 月の期間内における、勤務を要しない日及び休日を除いて  
**原則として連続する 6 日の範囲内の期間（単位：1 日）**

リフレッシュ休暇 満 30 歳、満 40 歳、満 50 歳 計 5 日間

リフレッシュ年休 満 35 歳、満 43 歳 計 3 日間

満 47 歳、満 53 歳、満 56 歳 計 5 日間

「本を読めないほど、働いてはいけない」という言葉があります。この夏、本を手にとって過ごしてみませんか。